

## 資料2 まちづくり委員会について（案）

### 1 まちづくり委員会の組織について

#### (1) 名称

まちづくり委員会（仮称）

#### (2) 所管事務

##### ① 諮問に対する答申

例：協働による課題解決制度、大規模土地取引行為、特定事業構想に対する助言

##### ② 特定事業構想に係る調整会の開催

#### (3) 委員会構成

8人以内（委員長1人、副委員長1人）

・学識経験者 4名以内

・市民等 4名以内

#### (4) 委員報酬

委員長 9,900円/日額 委員 8,800円/日額

#### (5) 任期

2年 再任可

### 2 調整会について

#### (1) 特定事業

① 事業面積が3,000平方メートル以上の開発等事業

② 市長が周辺の環境に著しく影響を与えると認める事業

#### (2) 特定事業の流れ

特定事業構想の届出 ⇒ 市と協議 ⇒ 市からの指導・助言

⇒ 説明会の開催 ⇒ 近隣住民の意見書の提出 ⇒ 事業者の見解書の提出

⇒ 調整会の開催

### 3 調整会の開催

(1) 調整部会の設置（委員 4人程度 学識経験者2人 市民等2人）原則非公開  
近隣住民等及び特定事業者に対して、個別に意見聴取。論点整理。

(2) 調整会の開催（全委員）原則公開

打切りの判断 又は 調整案の作成